

標記について、本会議第441回運営審議会の議に基づき、下記のとおり要望します。

記

昨今の光熱水料をはじめとする物価の異常な高騰は、大学、研究機関における研究・教育に著しい打撃を与えており、研究・教育が危機的な状態におかれていることに対して、本会議は重大な関心を寄せざるを得ない。

この憂慮すべき事態を救済し、少なくとも従来の研究・教育の水準を維持するため、政府においては、これに必要な補正予算を早急に編成する等の措置を講ぜられたい。たとえば、国立大学における教官当積算校費、学生当積算校費等経常的な研究費について、少なくとも30%程度増額し、公立大学、私立大学についても、これに相当する措置をとられたい。

また、各省庁等の所管にかかる研究機関についても関係各省庁等が同様の緊急措置をとられるよう期待する。

9-51

総学庶第1255号 昭和49年8月7日

運輸大臣
自治大臣
環境庁長官
文化庁長官

殿（各通）

日本学術会議会長 越智 勇一

（写送付先：岐阜県知事、日本鉄道建設公団総裁）

特別天然記念物（水鳥（みどり）断層）の保存について（申入れ）

標記について、本会議第441回運営審議会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

日本学術会議は、かねてから自然保護並びに文化財・天然記念物の保存について深い関心をもち、必要に応じて勧告・要望・申入れを行って参りました。

最近、岐阜県根尾村地内にある特別天然記念物「水鳥（みどり）断層」が、国鉄樽見線の延長工事によって、断層の形態や周辺の景観を破壊するおそれを生じています。特に遺憾なことは本工事があらかじめ文化庁の許可を得ることなしに進められていることであります。

本会議は、貴省庁が速やかに事情調査を行われ、本断層が保有している学術研究上の意義を保存するため、適切な処置を講ぜられるよう申し入れます。

（説明）

水鳥断層は、明治24（1891）年10月28日に起った濃尾地震の際に生じた根尾谷断層の一部で、落差約6m、横ずれ約2m、長さ約400mに及ぶ断層崖を形成する部分である。

本断層は、次のような点で、学術研究上重要な意義を保有している。

- 1 本断層崖の写真は、我が国内外の地震学の教科書に掲載され、外国の関係研究者で、現場の視察に訪れる者が多い。
- 2 本断層を含む、根尾谷断層は、アメリカのサン・アンドレアス断層とともに、その規模や性

状について、近代地震学の貴重な資料として注目されている。

- 3 最近の研究によって、本断層の地下に存在する断層の実態が明らかにされ、濃尾地震の時の災害記録の検討や水準測量の結果等と照合することによって、本断層周辺の地殻変動史を解明することが期待されている。

9-52

総学庶第1585号 昭和49年9月28日

文 部 大 臣
人事院総裁職務代行 } 殿 (各通)

日本学術会議会長 越 智 勇 一

大学院学生など無給研究者の研究災害補償制度の確立等について(要望)

標記について、本会議第442回運営審議会の議に基づき、下記のとおり要望します。

記

本会議は、昭和45年10月、第57回総会の議に基づき、「大学院学生など無給研究者の研究災害補償制度の確立等について」の勧告を行った。

政府においては、その制度の確立等について検討されていることと考えるが、文化の基盤を担う有為な若い研究者を養成し、確保するためにも、大学院学生など、いわゆる無給研究者に対する災害補償制度の確立等は、今日、きわめて重要かつ緊急な課題となっている。

本会議は、政府において、さきの勧告の趣旨を実現することについて、早急に然るべき措置を講じられるよう要望する。

9-53

総学庶第1672号 昭和49年10月7日

科学技術庁長官
運 輸 大 臣
原子力委員会委員長
日本原子力船開発事業団理事長 } 殿 (各通)

日本学術会議会長 越 智 勇 一

原子力船「むつ」をめぐる問題について(申入れ)

標記について、本会議第443回運営審議会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

原子力船「むつ」の出力上昇試験に関連して現在生じている事態は極めて深刻である。

政府の派遣した調査団による中間報告によっても、原子炉設計、建設に際しての安全審査のあり方等に重大な欠陥のあることが明らかとなりつつある。

本会議は関係諸機関が速やかにこの事態にふさわしい責任を明らかにすることによって、今後の我が国の原子力平和利用の将来にとって何よりも必要な国民の信頼をとりもどすことを切に望むものである。